

印刷業における印刷用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労働 者規 模
1	20～ 21	朝刊印刷の前準備として紙通しを行っている際、ローラーに付着している紙粉を見つけて取り除こうとし、回転中であったローラー部に手を伸ばしたところ、そのまま右手親指以外の四指をローラーに巻き込まれてしまった。	34	30～ 49
2	10～11	ナフキン製作中にインクローラーの両サイドの金棒を調整しようとしてギアに左手小指と薬指を挟まれた。	48	10～ 29
2	18～19	工場2階の下30セットPs33輪転機駆動部において、朝刊印刷で使用する輪転機の連結操作を行った際（輪転機の版胴にターニングバーを差し下から上に回転させる操作を行った際）、輪転機が複数台連結された非常に負荷の高い状態であったため、力を入れた時に腰部を痛めてしまった。	34	50～ 99
3	10～11	小型印刷機にて刷版セット時（1人作業）右手で、寸動スイッチを操作し、左手で刷版取付のため手袋（軍手）をはめて手を添えていた。その際、左手小指の軍手の先が少し余っていた所が、版胴とブラン胴の間に挟まり、自分で右手で寸動を停止させた。	24	100 ～ 299
4	13～ 14	工場内の輪転印刷機のパーホレーター（印刷物にミシン目を入れる機械）に用紙を挿入する作業をしているとき、ゴム手袋をしていた左手を無意識に必要以上パーホレーターの回転しているローラーに近付けた為、手袋がローラーに巻き込まれ同時に指も巻き込まれて、ローラーに装着しているミシン目の刃で指を切断された。	38	50～ 99
5	16～ 17	製本作業で足踏み式の穿孔機を使用中、ドリルに溜まった紙カスを、本来ならばハケで払うべきところ、本人の慣れもあり素手で払おうとした。その際、誤ってペダルを踏んでしまったためドリルが下りて、右手薬指の爪の中心部を上下に貫	33	10～ 29

		通して骨折した。		
6	6～7	受傷者は、印刷機においてシリンダー洗版作業中にインキパンカバーの交換を行っている際に、回転しているシリンダーにインキパンカバーが巻き付き、カバーと一緒に右腕がシリンダーの端の部分に巻き込まれ受傷した。	22	500 ～ 999
6	18～ 19	当社工場内6号印刷機の第5ユニット内で、圧胴ロールとバックアップロールの間に、誤って左手小指・薬指を巻き込まれ負傷した。原因は、圧胴ロールに付着したゴミ（印刷不良原因物）を除却しようとしたためである。	38	50～ 99
6	11～ 12	受傷者は、パレット上の結束された印刷物を製本機にセットするために、エアーで開閉する手動クランプハンドで印刷物を掴もうと、クランプ開始を押した後に、クランプと印刷物の中心位置がずれているのに気付く、クランプ位置を手で動かそうとした際に、クランプ板と印刷物端の当板との間に右手小指先端を挟まれた。	48	1000 ～ 9999
6	10～ 11	当社にて、表面加工プレス機のニスローラー部で、ローラードクター刃（縦突出部分5mm、横1100mm）の刃の裏側を清掃しようとした際、折り曲げた布を手袋をした右手に持って、右の方へスライドして刃を拭こうとした時、刃から目を離してしまい、誤って右手小指を切傷し負傷したものである。	46	30～ 49
6	9～ 10	印刷機にて作業中、ローラーに紙が巻き付き、それを取ろうと機械を止めず（本来止めることになっている）作業したところ、誤って左手が入ってしまい、その際に左手中指・薬指・小指を骨折した。その内、中指は開放骨折の怪我を負った。	32	30～ 49
7	11～12	印刷機が850rpmで運転中に印刷不良が発生。第一ユニットの安全バーからの結露が原因とわかり、コバン（隙見ゲージ）にウエスを巻いて拭き取ろうとしたところ、ブランケットにウエスが引っ張られてしまい安全バーとブランケットの間に指が挟まれて受傷した。停止させてから実施させるルールにはなっていたとのこと。	43	100 ～ 299
7	20～21	印刷部にて版替作業中、版を右手で押さえ、左手で機械を寸動で動かしていた時、安全バーを外して作業をしていて、右手、指第3、4、5指が版胴と、ブラン胴間に挟まれる。	47	30～ 49

7	17~18	特殊糊加工機の操業中に糊皿へ糊を供給したが、誤って糊をドクターロールへ飛散させた。本来、運転中に回転体へ手やウエス等を持っていかないルールであったが、ドクターロールは回転しないため、大丈夫と思いウエスで拭き取ろうとして、ウエスと左示指の先端をドクターロール上部の版間に巻き込まれて被災した。	40	50~99
7	11~12	印刷工場内で、カードオフセット印刷機の印刷操作中、排紙部のローラーに用紙がからみつき、手で用紙を取り除こうとした時、機械を止めずに行ってしまったため、回転するローラーに指をはさみ、右手の中指先端がつぶれて取れてしまった。	50	10~29
7	16~17	当社工場内で印刷業務を終了し、印刷機を洗浄中に印刷機内にあるローラーに糸くずのようなものを発見し、本来であれば印刷機を停止して行わなければならない作業を機械が動いている状態で糸くずのようなものを手で取ろうとした際に誤まって左手首までローラーに巻かれてしまった。	52	10~29
7	13~14	工場内において、版曲げ機を使い、印刷用のPS版（1030mm×800mm）の版曲げを行う際、PS版が波打っていたので、板を抑え込みながらスタートしたところ、版曲げ機に軍手が挟まり、左手を負傷した。	48	1~9
10	9~10	印刷オペレーターなので、現場で作業中、フィルム拭き取り作業の際、軸にフィルムが巻きつき、フィルムと一緒に手を持っていかれた。	43	10~29
10	14~15	当社工場内において、印刷機の洗浄作業中に、洗浄中の回転ロールが回転している状態（洗浄中は回転ロールが回転しながら洗浄する）で、ゴミを見つけてそれを取ろうとし、回転中のローラーに右手の指が巻き込まれ、受傷したもの。	44	1~9
11	19~20	当社社員の被災者は、当社工場内において、ワックス機のローラーの汚れを落とすため、ウエスで清掃作業中、誤ってウエスをローラーに絡ませてしまい、ローラーとローラーの間に右手小指の先を挟み、右手小指を負傷した。	50	10~29
11	18~19	印刷準備中、印刷機折部の第三ニッピングローラーに右手甲を挟まれた。救急隊にて印刷機を切断し、救出された。右手甲付近の5~6箇所を骨折した。＜傷病名＞ 右母指挫滅創、右尺骨茎状突起骨折、右芽菱形骨骨折、右示指中手骨骨折、	44	10~29

		右中指環指末節骨骨折		
11	14～ 15	印刷機の機械を停止させ、刃の清掃をしていた際、誤って右手親指を切り受傷した。	29	50～ 99
12	17～18	印刷1号機にて、たるんだフィルムを張るため、巻き取り機のスイッチを入れた際、誤って紙管の方に左手を持っていき、巻き込まれた。	25	—
12	17～18	印刷10号機の1番ユニットにて、圧胴の凹みを確認中、手が引っ張られ、圧胴とパイプの間に右手薬指が巻き込まれた。	34	50～ 99
12	16～17	輪転機で使用するロール紙を取り替えるときに、ロール紙の端に両面テープを貼って紙をとめる際、足元のバランスを崩し、左手を刃の上について、左手中指と左手上腕部を負傷し縫合した。なお、輪転機は止めてあり、紙を取り替えたところにテープを貼っていたときであった。	47	100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html